令和６年８月２６日付け監査委員告示第５号公表分

⑴　美里総合支所

ア　地域振興課（北長野農家組合）

監査の結果	利用料金設定の未承認について 津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例第１４条第２項において、当該施設の利用料金は、「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされている。 しかしながら、市長の承認手続がなされていない上、育苗センターの利用料金については、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。 今後はこのようなことがないよう、同条例を遵守されたい。
措置の内容	令和７年度の育苗センター利用料金について、令和７年３月２１日付けで申請を受け、承認済みである。

イ　地域振興課（北長野農家組合）

監査の結果	事業計画の未提出について 当該施設の指定管理者基本協定書には、翌年度の事業計画を毎年１１月３０日までに提出する旨が規定されている。 しかしながら、いずれの年度においても提出がされておらず、事業計画を確認することがないままに年度協定書が締結されていた。 今後は、基本協定書の規定を遵守し、事業計画の確認を徹底されたい。
措置の内容	令和６年１１月２０日付けで、ライスセンター等の管理に係る事業計画書が提出され、確認済みである。

⑵　白山総合支所

地域振興課（リバーパーク真見管理組合）

監査の結果	利用料金設定の未承認等について 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第１６条第２項において、利用料金は「別表第１及び

	別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされ、別表第２において、津市リバーパーク真見の設備器具（小型耕運機）の利用料金が定められている。 　しかしながら、設備器具の利用料金については、市長の承認手続がなされていない上、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。 　また、当該設備器具は津市物品会計規則で定める備品台帳に登載されていないことから、利用料金承認手続と合わせて、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	設備器具（小型耕運機）の利用料金について、市長の利用料金承認手続きを行った。また、当該設備器具の備品台帳搭載の手続きも合わせて行った。